○中空知衛生施設組合庁舎管理規則

（令和８年９月 24 日
規　則　　第５号）

（目的）

第１条　この規則は、別に定めがあるもののほか、中空知衛生施設組合（以下「組合」という。）の庁舎の管理に関し必要な事項を定め、庁舎における秩序の維持及び施設等の保全管理に万全を期し、もって公務の円滑な遂行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　庁舎　組合の事務又は事業の用に供する建物及び工作物並びにこれらの敷地で組合長の管理に属するものをいう。

⑵　職員　本組合の職員及び職員以外で庁舎において許可されて執務する者をいう。

（庁舎管理者）

第３条　庁舎に庁舎管理者を置き、当該庁舎の管理責任者とする。

２　前項の庁舎管理者は、事務局長の職にある者をもってこれに充てる。

３　庁舎管理者は、当該庁舎について、次に掲げる事項を総括処理しなければならない。

⑴　秩序及び規律の維持

⑵　清掃及び整理整とん並びに良好な環境の確保

⑶　火災、盗難その他の災害の防止

⑷　その他庁舎の保全

（庁舎管理補助者）

第４条　庁舎管理者の事務を補助するため、庁舎管理者が指名する庁舎管理補助者を置くことができる。

２　庁舎管理補助者は、庁舎管理者が不在のときは、その職務を代理する。

（職員の協力及び責務）

第５条　職員は、庁舎の保全及び秩序維持について積極的に協力するとともに、この規則に基づいて庁舎管理者が庁舎の管理上必要な事項を指示したときは、その指示を誠実に守らなければならない。

２　職員は、次に掲げる事項を遵守励行し、火災防止と管理上の無駄を生じないよう努めなければならない。

⑴　許可なくたき火をなし、又はストーブ、電熱器等を使用してはならない。

⑵　喫煙は、定められた場所以外で行ってはならない。

⑶　火気取扱箇所の整理整とんに特に注意しなければならない。

⑷　室内の床面を損傷し、又は汚すような履物を使用してはならない。

⑸　室内は常に清潔を保持し、整理に努めなければならない。
⑹　器具備品の取扱いは、丁寧にしなければならない。
⑺　照明は、必要箇所のみの点灯にとどめ、退庁時には確実に消灯しなければならない。
⑻　退庁に際し、その所管する事務室等の出入口及び窓を完全に閉鎖して必要な箇所の施錠を行わなければならない。

（庁舎警備員等）

第６条　庁舎に警備員又は管理人等（以下「警備員等」という。）を置くことができる。

２　警備員等は、庁舎管理者の指揮を受けて、庁舎内の秩序の維持及び管理並びに災害及び盗難の防止等の業務に従事する。

（防火管理）

第７条　庁舎の防火管理に関し必要な事項は、別に定める。

（事故等の届出）

第８条　庁舎内において盗難又は設備若しくは物件の破損等があったときは、その事実を知った者は、直ちに庁舎管理者に届け出なければならない。

２　庁舎内において遺失物を拾得した者は、直ちに庁舎管理者に届け出なければならない。

（放送設備の利用）

第９条　放送設備を利用しようとする者は、庁舎管理者に申し出て許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（会議室等の使用）

第10条　会議室等を使用しようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

２　会議室等の使用者は、その使用を終えたときは、直ちにその使用場所を原状に回復しなければならない。

（禁止行為）

第11条　何人も庁舎内においては、公務の執行を妨げ、又は妨げるおそれがある行為をしてはならない。

（庁舎利用の許可）

第12条　庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者に申請し、許可を受けなければならない。

⑴　物品の販売、寄付金の募集、保険の勧誘その他これらに類する行為を行うこと。
⑵　旗、懸垂幕、看板、立札、びら、張紙その他これらに類するものを掲示し、又は配布すること。
⑶　集会等のため、多数集合して庁舎を使用し、又は仮設工作物等を設置すること。
⑷　電熱器、ガス、暖房器具その他これらに類する火気を使用すること。
⑸　作業又は工事をすること。
⑹　危険物を持ち込み、又は特殊物品を搬入すること。
⑺　その他庁舎管理者が許可を必要と認めること。

２　庁舎管理者は、庁舎内における秩序の維持及び庁舎の適正な管理並びに災害の防止に支

障がないと認めた場合に限り、前項の行為を許可することができる。

3　庁舎管理者は、前項の許可に当たり必要な条件を付し、又は申請者の守るべき事項を指示することができる。

4　庁舎管理者は、申請者が許可の内容若しくは前項の条件若しくは指示に従わないとき、又はそのおそれがあると認めたときは、許可を取り消すことができる。

（立入りの制限等）

第13条　庁舎管理者は、多数の者が陳情等の目的で庁舎内に立ち入り、又は立ち入ろうとする場合において、庁舎の管理上必要があると認めるときは、立ち入ることができる者の人数、立入時間又は行動の場所を制限し、その他必要な措置を講ずることができる。

2　庁舎管理者は、前項の場合において庁舎内に立ち入る者の人数、行動その他の事情から判断して、これらの者の行動が示威運動となるおそれがあると認めるときは、庁舎内への立入りを禁止することができる。

3　庁舎管理者は、庁舎の管理上特に必要があると認めるときは、庁舎へ立ち入った者、又は立ち入ろうとする者に対し立入禁止その他必要な措置を講ずることができる。

（退去命令等）

第14条　庁舎管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して庁舎の管理上必要があるときは、その行為を禁止し、又は庁舎から直ちに退去することを命ずることができる。

⑴　銃器、凶器、爆発物その他の危険物を庁舎に持ち込み、又は持ち込もうとする者

⑵　粗暴な行動、精神錯乱、泥酔等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは庁舎の施設を破壊し、損傷し、汚損し、若しくはこれに落書きし、又はこれらの行為をするおそれのある者

⑶　火災予防上危険を伴う行為をし、又はこれらの行為をしようとする者

⑷　みだりに放歌高唱し、若しくは練り歩く等の行為をし、又はこれらの行為をしようとする者

⑸　通行の妨害となるような行為をし、又はこれらの行為をしようとする者

⑹　金銭、物品等の寄付を強要し、又は押売りをする者

⑺　職員に面会を強要する者

⑻　この規則若しくはこの規則に基づく命令又は関係職員の指示に従わない者

⑼　前各号に掲げるもののほか、庁舎内の秩序の維持若しくは災害の防止に支障を来たすような行為をし、又はしようとする者

（物件の撤去）

第15条　この規則又はこの規則に基づく命令に違反して庁舎に物件を持ち込んだ者は、直ちにその物件を撤去し、庁舎外に搬出しなければならない。

2　庁舎管理者は、前項の物件の所有者又は占有者が当該物件を撤去若しくは搬出しないとき、又はその者が判明しないときは、当該物件を撤去し、又は搬出することができる。

（施行細目）

第16条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。